

契約約款、同意確認事項

第1条（契約趣旨および成立時期）

乙は表記中古農業機械器具（以下「商品」という）を甲に売り渡し、甲はこれを買受けます。この契約は契約書が作成された時期をもって成立するものとする。

第2条（商品の所有権）

所有権はこの契約書が作成された時期をもって甲に移転するものとする。

第3条（所有権移転に伴う特約）

前条により契約商品の所有権が甲に移転した後でも、乙は記事項を遵守するものとする。

①乙は契約商品を甲が乙より引渡し完了するまでの間、善良なる管理者の注意義務をもって保管し、これを第三者に管理、譲渡、賃貸し等、甲の所有権を侵害する行為をしないこと。その場合は、甲は乙に対し損害の賠償を請求することができる。

②乙は甲が乙に対する代金支払いを完了するまでに、本商品が水害・火災・盗難等の事故により滅失毀損した場合には、その責任が甲に帰する場合を除き、すべて乙の負担であることを確認する。

第4条（支払い条件等）

甲は、本契約書表面記載のとおり乙から甲への契約商品の引渡し完了後、乙及び甲が合意した期限内に売買契約金額より、次の各号に定める支払いまでに甲に判明した乙が負担すべき債務（以下「未納金等」という。）を差し引いた金額（以下「支払代金」という。）を乙に対して本契約書表面記載の方法により支払うものとする。但し、支払い後に新たに未納金等が判明した場合における、甲の乙に対する損害賠償その他の請求を妨げるものではない。

2.乙は、甲が第1項の支払期限までに支払代金を支払わない場合、本契約を解除することができる。

第5条（契約商品の引き渡し）

乙は、甲又は甲の指定する第三者に対して、乙及び甲が合意した商品を引渡期限までに乙及び甲が合意した場所（但し、甲の営業所又は乙の住所若しくは居所に限る。）にて契約商品を引き渡し、甲は、これを引き受け、受領証を乙に対し発行する。但し、甲は、契約商品に関して債務（ローン残債等）があるときの当該債務の完済がなされる時まで、契約商品の引渡しを受けないことができる。

2.契約商品の運搬費用等は引渡しの時をもって区分し、契約商品の引渡しまでに要する費用は、乙の負担とし、引渡し後に要する費用は甲の負担とする。

第6条（合意管轄）

本契約に関する一切の訴訟については甲の本店または営業所の所在地を管轄する裁判所をもって第一審管轄裁判とする。

第7条（規定外事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じたときは、関係法令を斟酌して、その都度、売主及び買主は誠意をもって協議し、解決するものとする。

第8条（担保責任）

1.契約商品に関して債務があるときには、乙は、直ちに当該債務を完済しなければならないものとする。

2.契約商品につき、譲渡担保権等の担保権の設定又は差押え等（以下「担保権等」という。）の事実が判明したときには、乙は、甲が当該事実を知った日から10日以内に担保権等を消滅させる処理を行うものとする。

3.前項の処理に要する費用は、乙の負担とする。

<個人情報に関する同意事項>

乙は下記の乙の個人情報について甲が行う収集・保有・利用・提供に関し、以下の内容に同意します。

第1条（個人情報の利用）

①古物営業法の定めにより、古物の取引を行う場合における記録を行う場合。

②同種の物品の査定において参考とさせていただく場合。

③甲が商品に対するアフターサービス・メンテナンスのために利用する場合。

第2条（個人情報の開示、訂正、削除）

①乙は甲に対し、夫々の定める手続きにより、登録された自己の個人情報の開示を請求することができます。

②前項の開示請求により、万一自己の個人情報に誤りがある場合には、乙は甲に対し、当該情報の訂正、又は削除の請求ができます。

③個人情報の取扱いに関する苦情等の相談の窓口は甲とします。

第3条（個人情報の預託）

乙は、甲が売買契約に関する業務（コンピューター業務、お支払明細書作成等）を第三者に委託する場合、甲が保護措置を講じたうえで当該委託先に個人情報を預託することに同意します。

<訪問買取に関する同意事項>

乙は、下記の甲が行う訪問買取について、以下の内容に同意します。

1.自宅での商品の買取を目的とした訪問を甲に依頼しました。

2.買取を行う商品はすべて、甲への訪問の依頼をした時点で、売買価格に関わらず売りたい旨の意思表示をした物品です。

3.売買をする商品はすべて、甲への訪問を依頼した時点で乙が申し出た商品です。

4.上記条件をすべて満たしているため、特定商取引法に該当する商品のうち「売買契約の撤回、解除（クーリングオフ）」ができないことを承知しました。

5.乙は甲から悪質な勧誘・買取をされていません。

6.乙は商品の価格、点数、特徴を確認しました。